一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東の三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第四百九十一号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県新宮市熊野川町東
字兵連　一五二番　一号及び二号
一七四番　三号
和歌山県新宮市熊野川町大山
字樫道　七三〇番　四号
七二九番　五号
六九三番　六号
七六一番三　七号
七六二番一　八号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号と標柱十号を結んだ線から標柱十一号と十二号を結んだ線までの区間の河川敷及び東の川の河川敷境界線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
和歌山県新宮市熊野川町東
字兵連　一三六番　九号
字木和田　九四番八　十一号
和歌山県新宮市熊野川町大山
字出合　六八七番二　十号
字沖浦　二九四番　十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清の川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大野
字杉之内　三一三四番一　一号
三一八五番　二号
三一九四番　五号
三一八三番一　九号
字ヌタノコ　三一六四番一　三号
三一三〇番　四号
字古家敷　三一三五番　六号
字野箇平　三四四六番　七号
三四五〇番　八号

○海上保安庁告示第百三十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百一号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三四度、北緯三九度、東経一四二度、東経一五三度の各経緯度線で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十六年十一月三十日から平成二十六年十二月十二日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　二管区水路通報第四十六号（平成二十六年十一月二十一日発行）、三管区水路通報第四十四号（平成二十六年十一月十四日発行）

人事異動

財務省

（国税庁次長）財務事務官　佐川　宣寿
国税庁長官林信光外国出張不在中国税庁長官事務代理を命ずる（十一月二十三日）

防衛省

（陸上自衛隊輸送学校）一等陸佐　菅野　光久
陸上自衛隊輸送学校付を命ずる（十一月十二日）
（海上幕僚監部防衛部運用支援課）一等海佐　伍賀　洋裕
情報本部情報官を命ずる（十一月十四日）
（航空自衛隊幹部学校）一等空佐　松川　昭紀
航空幕僚監部人事教育部援護業務課勤務を命ずる（十一月十五日）

皇室事項

御祝電及び御答電

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月五日モロッコ国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月十九日御答電を発せられた。
天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十二日ヨルダン国国王陛下から御祝電を寄せられ、これに対し同月十九日御答電を発せられた。
天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十二日イタリア国大統領閣下から御祝電を寄せられ、これに対し同月十九日御答電を発せられた。

御答信

天皇陛下から十一月七日カンボジア国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月十三日御答信があった。
天皇陛下から八月二十六日モルドバ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十七日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十月二十四日クウェート国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、十一月七日御答電があった。
天皇陛下から九月二十二日サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王く発せられた御祝電に対し、十一月十八日御答電があった。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本私鉄労働組合総連合会から、女性の職域拡大等の要求に関して、平成26年11月30日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月28日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道　函館バス株式会社、道北バス株式会社、道北バス株式会社、宗谷バス株式会社、十勝バス株式会社、くしろバス株式会社、株式会社じょうてつ、北海道北見バス株式会社、旭川電気軌道株式会社、阿寒バス株式会社、てんてつバス株式会社、北都交通株式会社、網走バス株式会社、夕張鉄道株式会社、北海道拓殖バス株式会社、ふらのバス株式会社、北紋バス株式会社、上川交通株式会社、上川町営バス株式会社、根室交通株式会社、別海観光バス株式会社、名士バス株式会社及び斜里バス株式会社
青森県　南部バス株式会社、弘南鉄道株式会社、下北交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社及び宮城交通株式会社
岩手県　南部バス株式会社、岩手県交通株式会社、岩手開発鉄道株式会社、宮城交通株式会社及び十和田観光電鉄株式会社
宮城県　南部バス株式会社、岩手県交通株式会社、秋田中央交通株式会社、羽後交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、宮城交通株式会社、福島交通株式会社、富山地方鉄道株式会社
秋田県　岩手県交通株式会社、秋田中央交通株式会社、羽後交通株式会社、庄内交通株式会社及び鉄道株式会社、宮城交通株式会社
山形県　羽後交通株式会社、庄内交通株式会社及び宮城交通株式会社
福島県　宮城交通株式会社及び東京ベイシティ交通株式会社
茨城県　東京空港交通株式会社及び東京ベイシティ交通株式会社
栃木県　東京空港交通株式会社
群馬県　東京空港交通株式会社
埼玉県　福島交通株式会社及び東京ベイシティ交通株式会社
千葉県　宮城交通株式会社、福島交通株式会社、小田急バス株式会社、関東バス株式会社、東京空港交通株式会社、株式会社シティアバス立川、東京ベイシティ交通株式会社、千葉海浜交通株式会社及び神姫観光バス株式会社